

令和 5 年 度 嶺南農林漁業機械オペレーター養成研修 (けん引(農耕限定)) 実施要領

1 目 的

嶺南地区の農林漁業者を対象として、大型特殊自動車の免許取得を目的とした研修を実施し、農林漁業機械の操作技術向上を図る。

2 研修の種類

農耕用トラクター使用における応用的な知識、技能の習得とけん引(農耕限定)免許取得に関する研修を行なう。

3 募集人員

8名以内

4 研修実施計画

(1) 日 程

研修期間	備 考
6月18日(日)、6月25日(日)、 7月 2日(日)、7月9日(日) 合計4日間	

※ なお、初日以外の研修日は、事前に調整して練習時間(午前、午後)の班分けを行います。

その他、必要な事項は小浜自動車学校の教習要項に準じる。

(2) 場 所

研 修	実技試験	備考
学校法人 福井県自動車学園 小浜自動車学校 (小浜市府中14-23)	福井県嶺南運転者教育免許 センター (三方上中郡若狭町倉見1-51)	

※ 研修終了日の後日、実技試験を受験する。

※※ 研修期間中、平日の11:45~13:15に嶺南運転者教育センターにおいて実施する受験手続への参加は必須。

(3) 受講料

72,500円

5 研修受講の資格

福井県内に住所があり、次のア、イ、ウのいずれかに該当する方で、「普通自動車運転免許」を現に有し、下記の条件を満たしていること。

ア 70才以下*で農林漁業に年間概ね60日以上従事している者。

イ 新たに農林漁業に従事しようとする70才以下*の者。

ウ 農耕用トラクター等大型特殊自動車の利用指導に従事する県、市町および農林漁業団体等の職員。

※ 前年度で受講申請したが抽選に漏れ受講できなかったものを除く。
また、定員に達しない場合は年齢要件を75歳以下とするので、申込書の提出を受付ける。

且つ、「大型特殊自動車運転免許」（農耕車限定の大型特殊自動車免許でも可。）を現に有しており、下記の条件を満たしていること。

（条件）視力が、両眼で0.8以上、且つ、一眼がそれぞれ0.5以上、さらに、深視力として、三桿（さんかん）法の奥行知覚検査器による3回検査した平均誤差が2センチ以下であること。

視力が基準に達していない場合は、眼鏡等により矯正すること。

※ 視力検査に合格しなければ、実技試験は受験できません。

6 研修受講申し込み

前記5に該当する受講希望者は、嶺南農林漁業機械オペレーター養成研修受講申込書（けん引（農耕限定））（別記様式第1号）に県、市町または農林漁業団体長等、いずれかの推薦書（別記様式第2号）を添えて申し込むものとする。

7 研修受講申し込み期限

申し込み期限は、令和5年4月17日（月）（必着）とする。
なお、定員に満たない場合は、研修開始の3週間前の日で締め切る。

8 受講の決定

- （1） 理事長は、前記6により申し込みのあった者に対して、審査のうえ、受講決定を通知する。
- （2） 申し込みが定員を超過した場合は、抽選を実施するとともに、法人、生産組織からの受講決定者は、年度内2名を限度とする。

9 申し込みおよび問い合わせ先

〒910-0003 福井市松本3丁目16番10号
公益社団法人 ふくい農林水産支援センター
Tel（0776）21-8315
担当 人材・研修支援課 三谷 和弘
E-mail kensyu@fukui-affsc.jp